

諮問番号：令和２年度諮問第２２号  
答申番号：令和２年度答申第３０号

## 答 申 書

### 第１ 審査会の結論

〇〇〇長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成３１年１月２５日付けで行った児童手当法（昭和４６年法律第７３号。以下「法」という。）に基づく児童手当・特例給付受給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

### 第２ 審査関係人の主張の要旨

#### １ 審査請求人

処分庁は、審査請求人が平成３０年１２月１１日付けで処分庁の区域外へ転出したとして、本件処分を行った。

しかし、審査請求人が処分庁の区域である〇〇〇（以下「A」という。）から処分庁の区域外である〇〇〇（以下「B」という。）へ転出したのは、平成３１年１月２４日であり、審査請求人は、同日付けで転出届を提出する際に誤って転出先の住居を購入した日を記載したものである。

仮に、平成３０年１２月１２日以降、Aに在住しておらず、転出届の提出が遅れていたのであれば、転入届は転入日を平成３０年１２月１１日と記載するはずであるが、平成３１年１月２５日として記載して提出している。

上記のことから、審査請求人が平成３１年１月２４日までAに在住していたことは、明らかである。

審査請求人は、誤った転出日を記載したことについて、転出日を訂正するよう、処分庁に申し入れを行ったが、全く取り合ってもらえなかった。

審査請求人は、平成３１年１月２４日まで、処分庁の区域内に居住しており、本件処分は、考慮不尽による裁量権の逸脱があり違法であるから、取り消されるべきである。

#### ２ 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第３ 審理員意見書の要旨

## 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

## 2 審理員意見書の理由

- (1) 児童手当の支給要件は、法第4条第1項の規定により、児童を監護し、当該児童と生計を同じくする父又は母等に対して支給されるものであるが、一般受給資格者は児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地の市町村長の認定を受けなければならないと規定されており、支給は、認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わることになる。また、支給事由の消滅については、一般受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、児童手当・特例給付受給事由消滅届を市町村長に提出しなければならないと規定され、事由が消滅したとは、法第4条に規定する支給要件に該当しなくなった場合のほか、他の市町村の区域内に住所を変更した場合も含まれると規定されている。
- (2) これを本件についてみると、審査請求人は、平成30年12月11日を事由発生日とする児童手当・特例給付受給事由消滅届（以下「本件消滅届」という。）を処分庁に提出し、処分庁は、審査請求人から提出された本件消滅届をもとに、審査請求人が住民票担当へ届け出た住所の異動年月日を確認した上で本件処分を行っており、法令の規定及び通知等に基づきなされたことが認められる。
- (3) 審査請求人は、転出届を提出する際に誤って転出先の住居を購入した日を記載したものであり、仮に、平成30年12月12日以降、Aに在住しておらず、転出届の提出が遅れたのであれば、転入届の転入日は平成30年12月11日と記載するはずであるが、転入届は、転入日を平成31年1月25日として提出していることから、審査請求人が平成31年1月24日までAに在住していたことは、明らかであると主張する。  
しかし、Bからの住民票に関する通知を見ると、Bへの異動日は、平成30年12月11日であることが認められることから、審査請求人の主張は失当である。
- (4) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

## 第4 調査審議の経過

令和2年11月16日 諮問書の受領

令和2年11月18日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：12月2日

口頭意見陳述申立期限：12月2日

令和2年11月27日 第1回審議

令和2年12月25日 第2回審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 法令等の規定

- (1) 法第4条第1項は、「児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。」と定め、第1号で、「次のイ又はロに掲げる児童(中略)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(中略)であつて、日本国内に住所(中略)を有するもの」と定めている。
- (2) 法第7条第1項は、「児童手当の支給要件に該当する者(第4条第1項第1号から第3号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。)は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地(中略)の市町村長(中略)の認定を受けなければならない。」と定めている。
- (3) 法第8条は、第1項で、「市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者(中略)に対し、児童手当を支給する。」と定め、第2項で、「児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。」と定めている。
- (4) 児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)は、第7条第1項で、「一般受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第10号による届書〔児童手当・特例給付受給事由消滅届〕を市町村長に提出しなければならない。(後略)」と定めている。また、第8条で、「住民基本台帳法第23条又は第24条の規定による届出があつたとき(当該届出に係る書面に同法第29条の2の規定による附記がされたときに限る。)は、その届出と同一の事由に基づく(中略)前条の規定による届出があつたものとみなす。」と定めている。
- (5) 児童手当法の一部を改正する法律等の施行について(平成24年3月31日雇児発0331第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)第2の3(5)は、「法第8条第2項等の「児童手当を支給すべき事由が消滅した」とは、法第4条に規定する支給要件に該当しなくなった場合のほか、他の市町村の区域内に住所を変更した場合(中略)も含まれるものであること。」と記している。
- (6) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)第



(3) 平成31年1月25日付け、処分庁は本件処分を行った。

なお、同日付けで審査請求人に送付された児童手当・特例給付受給事由消滅通知書の「消滅年月日」には「平成30年12月11日」と、「消滅の理由」には「受給者〇外転出のため」と記載されている。

(4) 平成31年4月19日付け、審査請求人は、本件審査請求を行った。

### 3 判断

(1) 審査請求人は、平成31年1月24日付けで転出届を提出する際に、転出日を誤って転出先の住居を購入した日(平成30年12月11日)を記載して提出したが、転入届については転入日を平成31年1月25日と記載の上、同月24日付けで提出した旨及び同日までAに在住していた旨主張する。また、転出日の訂正に係る申し入れを聞き入れず、審査請求人が平成30年12月11日付けで処分庁の区域外へ転出したとして行われた本件処分は、考慮不尽による裁量権の逸脱があり違法である旨主張する。

(2) しかし、住民票除票に記載された住基法第9条第1項の規定による通知の情報から、転入先であるBの長は、異動日(転入日)を平成30年12月11日として処理したことが確認できる(前記2(2)参照)。

一方で、審査庁から提出された諮問書の添付書類からは、審査請求人が平成31年1月24日までAに在住していたことを示す事実を確認することができず、また、審査請求人からも当該事実に係る証拠は示されていない。

(3) 児童手当の支給は、法第7条に基づく認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わると定められており(前記1(3)参照)、また、「児童手当を支給すべき事由が消滅した」とは、法第4条に規定する支給要件に該当しなくなった場合のほか、他の市町村の区域内に住所を変更した場合も含まれると解されている(前記1(5)参照)。

弁明書によれば、処分庁は、審査請求人から事由が発生した年月日が平成30年12月11日と記載された本件消滅届の提出を受け、審査請求人が住民票担当へ届け出た住所の異動年月日を確認した上で、児童手当に係る消滅年月日を決定しており、処分庁の判断過程に裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められない。

(4) 以上のことから、本件処分は、前記1の法令等の定めに従い行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第2部会  
委員(部会長) 針原 祥次

委員  
委員

衣笠 葉子  
野田 崇